名古屋市公報

平成29年 7月 5日　　第1214号

発行所　名古屋市中区三の丸三丁目1番1号
名古屋市役所
電話〔052〕972－2246

編集兼発行人　名古屋市総務局法制課長

目　次　　ページ

規　則

○ 名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則　（住都・総務課）　（第76号）　5
○ 名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則　（住都・総務課）　（第77号）　6

告　示

○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定　（健福・保護課）　（第427号）　10
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更　（健福・保護課）　（第428号）　14
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止　（健福・保護課）　（第429号）　16
○ 生活保護法による医療機関の指定　（健福・保護課）　（第430号）　18
○ 生活保護法による指定医療機関の廃止　（健福・保護課）　（第431号）　19
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定　（健福・保護課）　（第432号）　20
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更　（健福・保護課）　（第433号）　23
○ 生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止　（健福・保護課）　（第434号）　24
○ 生活保護法による施術機関の指定　（健福・保護課）　（第435号）　25
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について　（健福・障害者支援課）　（第436号）　26
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について　（健福・障害者支援課）　（第437号）　30
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について　（健福・障害者支援課）　（第438号）　31

○ 指定特定相談支援事業等の廃止について
（健福・障害者支援課）（第439号） 32
○ 指定障害福祉サービス事業者の指定について
（健福・障害者支援課）（第440号） 33
○ 指定一般相談支援事業者等の指定について
（健福・障害者支援課）（第441号） 37
○ 指定障害福祉サービス事業の廃止について
（健福・障害者支援課）（第442号） 38
○ 名古屋市千音寺土地区画整理組合の新たに施行地区となるべき区域
（住都・区画整理課）（第443号） 40
○ ささしまライブ24土地区画整理事業の事業計画の変更縦覧
（住都・ささしまライブ24総合整備事務所）（第444号） 42
○ 有料公園施設の供用時間の変更について
（観光・名古屋城総合事務所）（第445号） 43
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について
（環境・地域環境対策課）（第446号） 45
○ 土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について
（環境・地域環境対策課）（第447号） 47
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について
（環境・地域環境対策課）（第448号） 49
○ 市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について
（環境・地域環境対策課）（第449号） 51
○ 特定計量器定期検査の実施 （市経・消費流通課）（第450号） 53
○ 名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会委員の退任及び任命
（住都・緑都市整備事務所）（第451号） 55
○ 都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について （緑土・緑地管理課）（第452号） 56
○ 開発行為に関する工事の完了 （住都・開発指導課）（第453号） 58
○ 有料公園施設の使用料の収納事務の委託について
（緑土・緑地管理課）（第454号） 60

上 下 水 道 局 管 理 規 程

○ 名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会委員の委嘱等に関する規程の廃止 （第12号） 61
○ 名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程の一部改正 （第13号） 62

交 通 局 管 理 規 程

○ 初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の一部改正 （第12号） 63

病　院　局　管　理　規　程

○ 名古屋市立東部医療センター病院処務規程の一部改正　（第16号）　65
○ 名古屋市立西部医療センター処務規程の一部改正　（第17号）　66

公　　告

○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　67
○ 大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告　（市経・地域商業課）　69
○ 平成29年度愛知県排水設備工事責任技術者試験等公告　（上下水・営業課）　71

雑　　報

○ 職員の懲戒処分　（教育・教職員課）　75

規　則　の　あ　ら　ま　し

○　名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則（第76号）

1　内容

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第21号）の一部の施行期日を定めるものです。

	名称	所在地	施行期日
公用開始	高蔵荘	熱田区花町	平成29年 9月 1日

○　名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則（第77号）

1　改正内容

市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始等に伴い、名古屋市営住宅条例施行細則（平成 9年名古屋市規則第 114号）中別表を改正するものです。

2　施行期日

平成29年 9月 1日から施行します。ただし、市営住宅及び市営住宅に付随する駐車場の公用開始に係る入居手続等に関する規定は公布の日から、別表第 3　1公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中竜宮荘及び白水荘の項を改める部分は同年 7月 1日から施行します。

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則をここに公布する。

平成29年６月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第76号

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例の一部の施行期日を定める規則

名古屋市営住宅条例の一部を改正する条例（平成29年名古屋市条例第21号）中別表の改正規定のうち伝馬荘の項を改める部分の施行期日は、平成29年９月１日とする。

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成29年６月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

名古屋市規則第77号

名古屋市営住宅条例施行細則の一部を改正する規則

名古屋市営住宅条例施行細則（平成９年名古屋市規則第114号）の一部を次のように改正する。

別表第１　１公営住宅の表中

「

伝 馬 荘	熱田区伝馬二丁目	高層 耐火	14階建 (併存)	昭和57年度	182

」を

「

高 蔵 荘	熱田区花町	高層 耐火	６階建	平成27年度	36
伝 馬 荘	熱田区伝馬二丁目	高層 耐火	14階建 (併存)	昭和57年度	182

」に

改め、同表新高畑荘の項中

「

平成25年度	54

」を「

平成25年度	54
平成27年度	54

」に改める。

別表第１　４更新住宅の表中

「

東稲永荘	港区稲永三丁目・四丁目	中層耐火	４階建	平成10年度	32
		高層耐火	９階建	平成８年度	48
			10階建	平成６年度	52

」を「

高　蔵　荘	熱田区花町	高層耐火	６階建	平成27年度	4
東稲永荘	港区稲永三丁目・四丁目	中層耐火	４階建	平成10年度	32
		高層耐火	９階建	平成８年度	48
			10階建	平成６年度	52

」に

改める。

別表第３　１公営住宅に付随する駐車場の表中

「

伝　　馬　　荘	13号から115号まで	9,000円

」を「

高　　蔵　　荘	１号から10号まで	10,100円
伝　　馬　　荘	13号から115号まで	9,000円

」に

改め、同表新高畑荘の項中

「

101 号から 127 号まで

」を「

101 号から 148 号まで

」に改め、

同表竜宮荘の項中

「

1 号から46号まで及び東 501 号から東 523 号まで

」を「

1 号から36号まで、39号から46号まで及び東 501 号から東 523 号まで

」に改め、

同表白水荘の項中

「

1 号から 32 号まで

」を「

1 号から 8 号まで、10号から28号まで及び30号から32号まで

」に改める。

別表第３　４更新住宅に付随する駐車場の表中

「

東　　稲　　永　　荘	1 号から 111 号まで	5,500 円

」を

「

高　　蔵　　荘	11号及び12号	10,100 円
東　　稲　　永　　荘	1 号から 111 号まで	5,500 円

」に

改める。

附　則

１　この規則は、平成29年９月１日から施行する。ただし、次項の規定は公布

の日から、別表第３　１公営住宅に付随する駐車場の表の改正規定中竜宮荘及び白水荘の項を改める部分は同年７月１日から施行する。

２　この規則の規定により新たに公用開始する市営住宅へ入居させるために必要な手続その他の行為及びこの規則の規定により新たに公用開始する駐車場を使用させるために必要な手続その他の行為は、この規則の施行前においても行うことができる。

名古屋市告示第 427号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第49条の規定により、各法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 6月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医 療 機 関 名	所　　在　　地	指 定 年 月 日
赤羽乳腺クリニック	名古屋市千種区四谷通 1丁目13番地	平成29年 5月 1日
いのまたクリニック	名古屋市千種区四谷通 1丁目13番地	平成29年 6月 1日
太田眼科クリニック	名古屋市東区砂田橋四丁目 1番52号	平成29年 5月25日
ゆり形成栄久屋大通クリニック	名古屋市東区泉一丁目23番37号	平成29年 5月 1日
タナカ皮膚科	名古屋市中村区名駅四丁目 6番23号	平成29年 2月 8日

せきアイクリニック	名古屋市中村区名駅四丁目10番23号	平成29年 5月 1日
名古屋糖尿病内科クリニック	名古屋市中村区名駅三丁目22番 8号	平成29年 5月17日
西脇医院	名古屋市昭和区鶴舞二丁目18番13号	平成29年 4月 1日
のだて整形外科リハビリクリニック	名古屋市熱田区青池町 1丁目 2番地	平成29年 6月 1日
大同みどりクリニック	名古屋市緑区鳴海町字矢切37番地	平成29年 5月 1日
ファミリーランドクリニック南大高	名古屋市緑区南大高四丁目1805番地	平成29年 5月 1日
吉山眼科クリニック	名古屋市緑区鳴海町字本町28番地の 1	平成29年 5月 1日
はやたクリニック	名古屋市天白区植田三丁目1603番地	平成29年 5月15日
はま内科・神経内科クリニック	名古屋市天白区原一丁目 409番地	平成29年 5月16日

2 歯科

医療機関名	所在地	指定年月日
杉山デンタルクリニック	名古屋市中区大須四丁目 2番58号	平成28年10月 1日
ホワイト歯科	名古屋市瑞穂区瑞穂通 7丁目10番地の 2	平成29年 6月 1日

医療法人普賢会おけはざま歯科クリニック	名古屋市緑区桶狭間上の山 713番地	平成29年 3月 1日
なるぱーくさとうファミリー歯科	名古屋市緑区浦里三丁目 232番地	平成29年 5月 1日
ぜんなみ歯科クリニック	名古屋市天白区野並三丁目 435番地	平成29年 1月 6日

3　薬局

医療機関名	所在地	指定年月日
もとやま薬局	名古屋市千種区四谷通 1丁目13番地	平成29年 5月 1日
イオン薬局上飯田店	名古屋市北区織部町 1番地	平成29年 5月 1日
セントラル薬局	名古屋市中村区名駅南二丁目14番19号	平成29年 4月 1日
調剤薬局ツルハドラッグ尾頭橋店	名古屋市中川区尾頭橋三丁目 4番19号	平成29年 6月 1日
Ｖ・ｄｒｕｇ天白植田薬局	名古屋市天白区植田三丁目1603番地	平成29年 5月 1日

4　訪問看護ステーション

医療機関名	所在地	指定年月日
ナースコール北	名古屋市北区西味鋺一丁目 111番地	平成29年 5月 1日
訪問看護ステーションパラソル	名古屋市天白区表山二丁目2204番地	平成29年 4月 1日

ファミリア訪問看護ステーション	名古屋市天白区植田一丁目2116番地	平成29年 4月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 428号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 6月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医療機関名	旧	医療法人渡辺医院
	新	くまのまえファミリークリニック
所在地		名古屋市緑区兵庫一丁目 411番地
変更年月日		平成29年 5月11日

2　歯科

医療機関名	旧	ステーションスワン歯科・矯正歯科
	新	ゲートタワースワン歯科・矯正歯科
所在地	旧	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 4号
	新	名古屋市中村区名駅一丁目 1番 3号
変更年月日		平成29年 4月 1日

3　薬局

医　療　機　関　名	旧	キョーワ調剤薬局大高店
	新	キョーワ薬局大高店
所　　在　　地		名古屋市緑区大高町字鶴田 187番地の 2
変　更　年　月　日		平成29年 7月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 429号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第50条の 2の規定により、各法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 6月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医　療　機　関　名	所　　在　　地	廃　止　年　月　日
なかにし眼科	名古屋市昭和区台町 3丁目 6番地	平成29年 4月15日
西脇医院	名古屋市昭和区鶴舞二丁目18番13号	平成29年 4月 1日
なるみ記念診療所	名古屋市緑区鳴海町字矢切37番地	平成29年 5月 1日

2　歯科

医　療　機　関　名	所　　在　　地	廃 止 年 月 日
ホワイト歯科	名古屋市昭和区雪見町 2丁目 8番地の 1	平成29年 5月 9日
おけはざま歯科クリニック	名古屋市緑区桶狭間上の山 713番地	平成29年 3月 1日
ぜんなみ歯科クリニック	名古屋市天白区野並三丁目 435番地	平成29年 1月 6日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 430号

生活保護法による医療機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第49条の規定により、同法による医療を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 6月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医 療 機 関 名	所　　在　　地	指 定 年 月 日
えんぜる皮フ科クリニック	名古屋市熱田区金山町一丁目 3番 2号	平成29年 5月 1日

2　歯科

医 療 機 関 名	所　　在　　地	指 定 年 月 日
名駅アール歯科・矯正歯科	名古屋市中村区名駅四丁目10番25号	平成29年 5月 1日

3　薬局

医 療 機 関 名	所　　在　　地	指 定 年 月 日
りんご薬局	名古屋市中区正木一丁目15番29号	平成29年 6月 1日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 431号

生活保護法による指定医療機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第50条の 2の規定により、同法による指定医療機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 6月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　医科

医　療　機　関　名	所　　在　　地	廃　止　年　月　日
タナカ皮膚科	名古屋市中村区名駅四丁目 6番23号	平成29年 2月 8日
根本アイクリニック	名古屋市中村区名駅四丁目10番23号	平成29年 3月29日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 432号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 1項の規定により、各法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 6月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　あん摩・マッサージ

施術機関名 施術者名	所在地	指定年月日
佐渡鍼灸治療院（出張専門） 増田　裕一	名古屋市北区如意五丁目12番地の 2	平成29年 5月25日
はり灸マッサージ健秀院 伊藤　秀利	名古屋市中村区中島町 2丁目 6番地の 3	平成29年 5月29日

鍼灸マッサージ治療院優 市川　裕之	名古屋市中区丸の内一丁目 9番 6号	平成29年 5月25日
鍼灸マッサージ治療院優 山田　正樹	名古屋市中区丸の内一丁目 9番 6号	平成29年 5月26日

2　はり・きゅう

施術機関名 施術者名	所在地	指定年月日
佐渡鍼灸治療院（出張専門） 増田　裕一	名古屋市北区如意五丁目12番地の 2	平成29年 5月25日
はり灸マッサージ健秀院 伊藤　秀利	名古屋市中村区中島町 2丁目 6番地の 3	平成29年 5月29日
鍼灸マッサージ治療院優 市川　裕之	名古屋市中区丸の内一丁目 9番 6号	平成29年 5月25日
訪問鍼灸マッサージこころ中川治療院 井手口　景	名古屋市中川区荒中町 157番地	平成29年 4月28日

鍼灸マッサージ治療院優 山田　正樹	名古屋市中区丸の内一丁目 9番 6号	平成29年 5月26日
鍼灸マッサージ治療院優 小林　秀継	名古屋市中区丸の内一丁目 9番 6号	平成29年 5月26日

3　柔道整復

施　術　機　関　名 施　　術　　者　　名	所　　在　　地	指　定　年　月　日
森ファミリー接骨院 森　虹輝	名古屋市中川区東起町 4丁目 121番地の 4	平成29年 5月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 433号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の変更

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり変更の届出がありました。

平成29年 6月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　はり・きゅう

施術機関名	旧	とくしげ鍼灸院
	新	鍼灸マッサージ治療院優
施術者名		水野　雅之
施術機関の住所	旧	名古屋市緑区亀が洞三丁目 113番地
	新	名古屋市中区丸の内一丁目 9番 6号
変更年月日		平成29年 4月24日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 434号

生活保護法及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律による指定施術機関の廃止

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、また、中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6年法律第30号）第14条第 4項で、その例によるとされた生活保護法第55条第 2項において準用する同法第50条の 2の規定により、各法による指定施術機関から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 6月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　柔道整復

施術機関名 施術者名	所在地	廃止年月日
野中接骨院 野中　美憲	名古屋市南区堤起町 1丁目 3番地	平成29年 4月30日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 435号

生活保護法による施術機関の指定

生活保護法（昭和25年法律第 144号）第55条第 1項の規定により、同法による施術を担当する機関として、次の機関を指定しました。

平成29年 6月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　はり・きゅう

施術機関名 施術者名	所在地	指定年月日
あいはりきゅうマッサージ治療院 長谷川　貴康	名古屋市守山区大森四丁目 203番地	平成29年 4月12日

名古屋市健康福祉局生活福祉部保護課

名古屋市告示第 436号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 6月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
医療法人社団恵和会 岐阜県海津市南濃町駒野字寺西 469番地の 1	訪問介護事業所和（なごみ） 名古屋市中村区岩塚町上小路77番地の 2	居宅介護 重度訪問介護	2310101189	平成29年 5月 1日
特定非営利活動法人レグルス 愛知県小牧市中央五丁目 380番地 1	レグルス 名古屋市西区平中町 108番地の 2	就労継続支援Ｂ型	2310201179	平成29年 5月 1日
天馬商事株式会社 名古屋市千種区四谷通 3丁目11番地の 1	訪問介護事業所あしたば 名古屋市熱田区六番二丁目 7番20号	居宅介護 重度訪問介護	2311100545	平成29年 5月 1日
株式会社メドイット	カミングヘルパーステーション	行動援護	2311400564	平成29年 5月 1日

愛知県知多郡東浦町大字生路字門田 101番地	名古屋市瑞穂区井の元町 162番地			
合同会社Ｆ＆ｉ 愛知県海部郡大治町堀之内字中切 647番地の 4	訪問介護ステーションウエリナ 名古屋市瑞穂区井戸田町 4丁目39番地	居宅介護 重度訪問介護	2311400572	平成29年 5月 1日
株式会社やさしい手名古屋東 名古屋市天白区平針三丁目2702番地	やさしい手名古屋東瑞穂訪問介護事業所 名古屋市瑞穂区東栄町 8丁目17番地の 2	居宅介護 重度訪問介護	2311400580	平成29年 5月 1日
有限会社あかり 名古屋市昭和区天神町 3丁目 6番地	あかり訪問介護ステーション 名古屋市昭和区天神町 3丁目 6番地	同行援護	2316200639	平成29年 5月 1日
サンライトガーデン株式会社 名古屋市天白区島田黒石 503番地	訪問介護ティユール 名古屋市天白区島田黒石 503番地	居宅介護 重度訪問介護	2316400981	平成29年 5月 1日
株式会社シャーレック 名古屋市中村区黄金通 5丁目10番地	リュッカｌｙｃｋａ訪問介護事業所 名古屋市港区正徳町 5丁目 2番地	同行援護	2317100739	平成29年 5月 1日
グランドライフ株式会社 名古屋市東区泉三丁目28番 3号	ギフトプレイス 名古屋市東区泉三丁目28番 3号	就労継続支援Ｂ型	2317200554	平成29年 5月 1日

株式会社ｓ２ｃｎ 名古屋市北区辻町 5丁目35番地の 3	訪問介護人と季 名古屋市北区辻町 5丁目35番地の 3	居宅介護 重度訪問介護	2317301238	平成29年 5月 1日
ナースコール株式会社 名古屋市千種区池下一丁目11番21号	ケアコール北 名古屋市北区西味鋺一丁目 111番地	居宅介護 重度訪問介護	2317301246	平成29年 5月 1日
特定非営利活動法人ホームケアこみち 名古屋市守山区守山三丁目10番17号	ホームケアこみち 名古屋市守山区守山三丁目10番17号	同行援護	2317601231	平成29年 5月 1日
株式会社アンネイズ 愛知県津島市百町字下住吉28番地	守山ケアステーション 名古屋市守山区大字上志段味字稲堀田新田1923番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2317601462	平成29年 5月 1日
合同会社優愛 名古屋市守山区城南町10番 7号	ヘルパーステーションほほえみの輪 名古屋市守山区城南町10番 7号	居宅介護 重度訪問介護	2317601470	平成29年 5月 1日
合同会社メープルリング 名古屋市名東区猪子石原二丁目1104番地	訪問介護ステーションメープルリング 名古屋市名東区猪子石原三丁目1707番地	居宅介護 重度訪問介護	2318001068	平成29年 5月 1日
有限会社パル 名古屋市名東区小	ショートステイポエム	短期入所	2318001076	平成29年 5月 1日

井堀町1001番地	名古屋市名東区香流二丁目1015番地			
合同会社友愛 名古屋市南区浜田町 2丁目37番地の 4	ヘルパーステーション友愛 名古屋市南区浜田町 2丁目37番地の 4	行動援護	2318100886	平成29年 5月 1日
株式会社愛林会 名古屋市熱田区西野町 2丁目42番の 8	おーしゃん 名古屋市南区豊二丁目13番27号	就労継続支援Ｂ型	2318100910	平成29年 5月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 437号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 6月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
一般社団法人ウエルビー 名古屋市中川区東起町 4丁目12番地	相談支援事業所風花 名古屋市名東区香坂 113番地	一般相談支援 特定相談支援	2338000124	平成29年 5月 1日
		障害児相談支援	2378000117	
特定非営利活動法人高次脳機能障害者支援笑い太鼓 愛知県豊橋市東田仲の町57番地	高次脳機能障害相談支援センター笑い太鼓名古屋 名古屋市東区東大曽根町25番 2号	障害児相談支援	2377200098	平成29年 5月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 438号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 6月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
株式会社ＨＡＮＡ 名古屋市南区鳥栖二丁目 8番 5号	ＨＡＮＡ 名古屋市南区鳥栖二丁目 8番 5号	共同生活援助	2328100108	平成29年 4月 6日
株式会社トータルオフィスジャパン 名古屋市熱田区六番二丁目 7番20号	訪問介護事業所トータルライフサポートケア 名古屋市熱田区六番二丁目 7番20号	居宅介護 重度訪問介護	2311100537	平成29年 4月30日
イズムケア株式会社 名古屋市天白区島田黒石 503番地	サンライトガーデンケア 名古屋市天白区島田黒石 503番地	居宅介護 重度訪問介護	2316400593	平成29年 4月30日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 439号

指定特定相談支援事業等の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の25第 4項及び児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の32第 2項の規定により指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 6月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
社会福祉法人清新会 名古屋市中村区名駅南三丁目 4番16号	相談支援清新館 名古屋市中村区名駅南三丁目 4番16号	特定相談支援	2330100062	平成29年 4月30日
		障害児相談支援	2370100030	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 440号

指定障害福祉サービス事業者の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第36条第 1項の規定により、指定障害福祉サービス事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 6月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
株式会社ＬＩＴＡＬＩＣＯ 東京都目黒区上目黒二丁目 1番 1号	ＬＩＴＡＬＩＣＯワークス名古屋桜通口 名古屋市中村区名駅南一丁目17番25号	就労移行支援	2310101197	平成29年 6月 1日
有限会社ライフサポート 名古屋市中川区中花町15番地	アシスト耀 名古屋市中川区中郷五丁目 257番地の 1	就労継続支援Ｂ型	2311301416	平成29年 6月 1日
有限会社ライフサポート 名古屋市中川区中花町15番地	梅の華 名古屋市中川区中花町15番地	生活介護	2311301424	平成29年 6月 1日
株式会社エム・ジ	スマイルプラス名	就労移行支援	2316100862	平成29年

ェイホーム 滋賀県長浜市南呉服町 9番30号	古屋伏見センター 名古屋市中区栄二丁目 4番12号			6月 1日
有限会社アド・バンス 名古屋市天白区鴻の巣二丁目1714番地	訪問介護ステーションアド・バンス 名古屋市天白区鴻の巣二丁目1714番地	行動援護	2316400791	平成29年 6月 1日
一般社団法人日本福祉協議機構 名古屋市緑区姥子山二丁目1517番地	就労継続支援Ｂ型事業所アペロ・ヒューレ相生店 名古屋市天白区境根町 152番地	就労継続支援Ｂ型	2316400999	平成29年 6月 1日
一般社団法人はっぱのおうち 名古屋市天白区植田山一丁目 501番地の49	はっぱのおうち 名古屋市天白区植田西二丁目 217番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2316401005	平成29年 6月 1日
医療法人福智会 名古屋市昭和区東畑町 2丁目30番地の 3	イマーゴ 名古屋市千種区今池五丁目20番 9号	就労継続支援Ｂ型	2317100895	平成29年 6月 1日
株式会社エクセレント 名古屋市千種区豊年町14番13号	ケアサービスグッドライフ 名古屋市千種区東山通 2丁目14番地の 1	居宅介護 重度訪問介護 同行援護 行動援護	2317100994	平成29年 6月 1日
株式会社アネスト 名古屋市北区楠四丁目 616番地の 1	アネストケア 名古屋市北区楠四丁目 616番地の 1	同行援護 行動援護	2317301188	平成29年 6月 1日

合同会社ハンドサポート 名古屋市北区中味鋌三丁目 403番地	訪問介護グリーンハンド 名古屋市北区中味鋌三丁目 403番地	居宅介護 重度訪問介護	2317301253	平成29年6月 1日
エルケア株式会社 大阪府大阪市北区中崎西二丁目 4番12号	エルケア株式会社エルケア黒川ケアセンター 名古屋市北区清水四丁目15番 1号	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317301261	平成29年6月 1日
合同会社あやめ 名古屋市北区如来町47番地	あやめケアセンター 名古屋市北区如来町47番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2317301279	平成29年6月 1日
有限会社アトラス 名古屋市北区米が瀬町 201番地	短期入所うらら 名古屋市守山区竜泉寺一丁目 919番地	短期入所	2317601488	平成29年6月 1日
株式会社テンフォレスト 名古屋市名東区社が丘三丁目1415番地	訪問介護事業所カールトン 名古屋市名東区社が丘三丁目1415番地	居宅介護 重度訪問介護 同行援護	2318001084	平成29年6月 1日
株式会社あいぽ 名古屋市緑区六田二丁目74番地	生活介護あいぽ 名古屋市緑区六田二丁目74番地	生活介護	2318501174	平成29年6月 1日
合同会社誠援会 名古屋市千種区赤坂町 4丁目57番地の 1	グループホーム・ベル南 名古屋市南区元塩町 3丁目 1番地の 5	共同生活援助	2328100140	平成29年6月 1日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 441号

指定一般相談支援事業者等の指定について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第51条の19第 1項及び第51条の20第 1項並びに児童福祉法（昭和22年法律第 164号）第24条の28第 1項の規定により、指定一般相談支援事業者、指定特定相談支援事業者及び指定障害児相談支援事業者として、次のとおり指定しました。

平成29年 6月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	指定年月日
社会福祉法人やすらぎの郷 名古屋市北区西味鋺一丁目 901番地の15	相談支援事業所やすらぎの郷 名古屋市北区西味鋺一丁目 901番地の15	一般相談支援 特定相談支援	2337300145	平成29年6月 1日
特定非営利活動法人ＭＯＤＳ 名古屋市千種区茶屋坂通 2丁目14番地	グリーンラボ・名古屋東 名古屋市守山区向台三丁目1801番地の 2	特定相談支援	2337600213	平成29年6月 1日
		障害児相談支援	2377600214	

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第 442 号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第 123号）第46条第 2項の規定により、指定障害福祉サービス事業者から、次のとおり廃止の届出がありました。

平成29年 6月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

事業者（設置者）の名称及び主たる事務所の所在地	事業所（施設）の名称及び所在地	サービス等の種類	事業所番号	廃止年月日
特定非営利活動法人ふれ愛名古屋 名古屋市港区九番町 4丁目 6番地の 1	重症心身障がい児者居宅介護ｍｉｃｈｉ 名古屋市港区九番町 4丁目 6番地の 1	居宅介護 重度訪問介護	2311200600	平成29年 5月 7日
株式会社ＫＬＬ 滋賀県長浜市下坂中町 288番地 5	スマイルプラス名古屋伏見センター 名古屋市中区栄二丁目 4番12号	就労移行支援	2316100805	平成29年 5月31日
株式会社ＲＣＣ 名古屋市守山区長栄13番19号	プライムパートナーズ訪問介護事業所 名古屋市長栄13番19号	居宅介護 重度訪問介護	2317601371	平成29年 5月31日

株式会社オオツカ 名古屋市守山区金屋二丁目 186番地	オオツカ介護サービス東谷橋 名古屋市守山区大字上志段味字樹木1657番地の 2	居宅介護 重度訪問介護	2317601389	平成29年 5月31日

名古屋市健康福祉局障害福祉部障害者支援課

名古屋市告示第443号

名古屋市千音寺土地区画整理組合の新たに施行地区となるべき区域

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第39条第2項において準用する同法第19条第1項の規定により、名古屋市千音寺土地区画整理組合から、次のとおり新たに施行地区となるべき区域の公告の申請がありました。

なお、当該区域を表示する図面は、名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課（名古屋市役所西庁舎4階）において、平成29年6月28日から7月11日まで、午前8時45分から午後5時15分まで一般の縦覧に供します。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成3年名古屋市条例第36号）第2条第1項に規定する本市の休日を除きます。

平成29年6月27日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

新たに施行地区となるべき区域に含まれる地域の名称

名古屋市中川区富田町大字千音寺のうち、字中狭間1254番、字仏供田3010番、3011番、3012番、3013番、3043番、3050番、3086番、3087番、3088番、3089番、3090番、3091番、3092番、3093番、3095番、3096番、3099番2、字東福正4777番1及び4777番2の各全部

名古屋市中川区富田町大字千音寺のうち、字中狭間1233番1、1274番1、1274番2、1274番3、字西川岸塚1340番4、字粉諸2302番1、2320番5、2342番、字仏供田2951番1、2963番1、2967番2、3097番、3098番2、字向江3415番1、3415番2、3416番1、字南島3538番、3539番1、3539番2、3540番、字西福正3551番1、3634番1、3634番2、3634番3、字十六割3694番2、字稲屋4160番1、字東福正4763番2、4771番及び4776番3の各一部

名古屋市住宅都市局都市整備部区画整理課

名古屋市告示第 444号

ささしまライブ24土地区画整理事業の事業計画の変更縦覧

名古屋都市計画事業ささしまライブ24土地区画整理事業の事業計画を変更するため、土地区画整理法（昭和29年法律第 119号）第55条第13項において準用する同条第 1項の規定により、当該事業計画を一般の縦覧に供します。

平成29年 6月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　縦覧期間

平成29年 6月29日から平成29年 7月12日まで

2　縦覧時間

午前 8時45分から午後 5時15分まで

3　縦覧の場所

名古屋市中村区太閤一丁目19番 7号

名古屋市ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市住宅都市局リニア関連都心開発部

ささしまライブ24総合整備事務所

名古屋市告示第 445号

有料公園施設の供用時間の変更について

名古屋市都市公園条例施行細則（昭和34年名古屋市規則第14号）第 6条第 2項の規定により、次のとおり有料公園施設の供用時間を変更します。

平成29年 6月28日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　有料公園施設の名称

名城公園名古屋城

2　変更内容

平成29年 8月 4日から同月15日までの供用時間について「午前 9時から午後 4時30分まで」を「午前 9時から午後 8時30分まで」に変更します。

3　その他

名古屋市都市公園条例（昭和34年名古屋市条例第15号）第 5条の規定により、上記変更時間のうち午後 4時30分から午後 8時30分までの利用区域を別図のとおり制限します。

名古屋市観光文化交流局名古屋城総合事務所

（別図）　変更後利用区域図

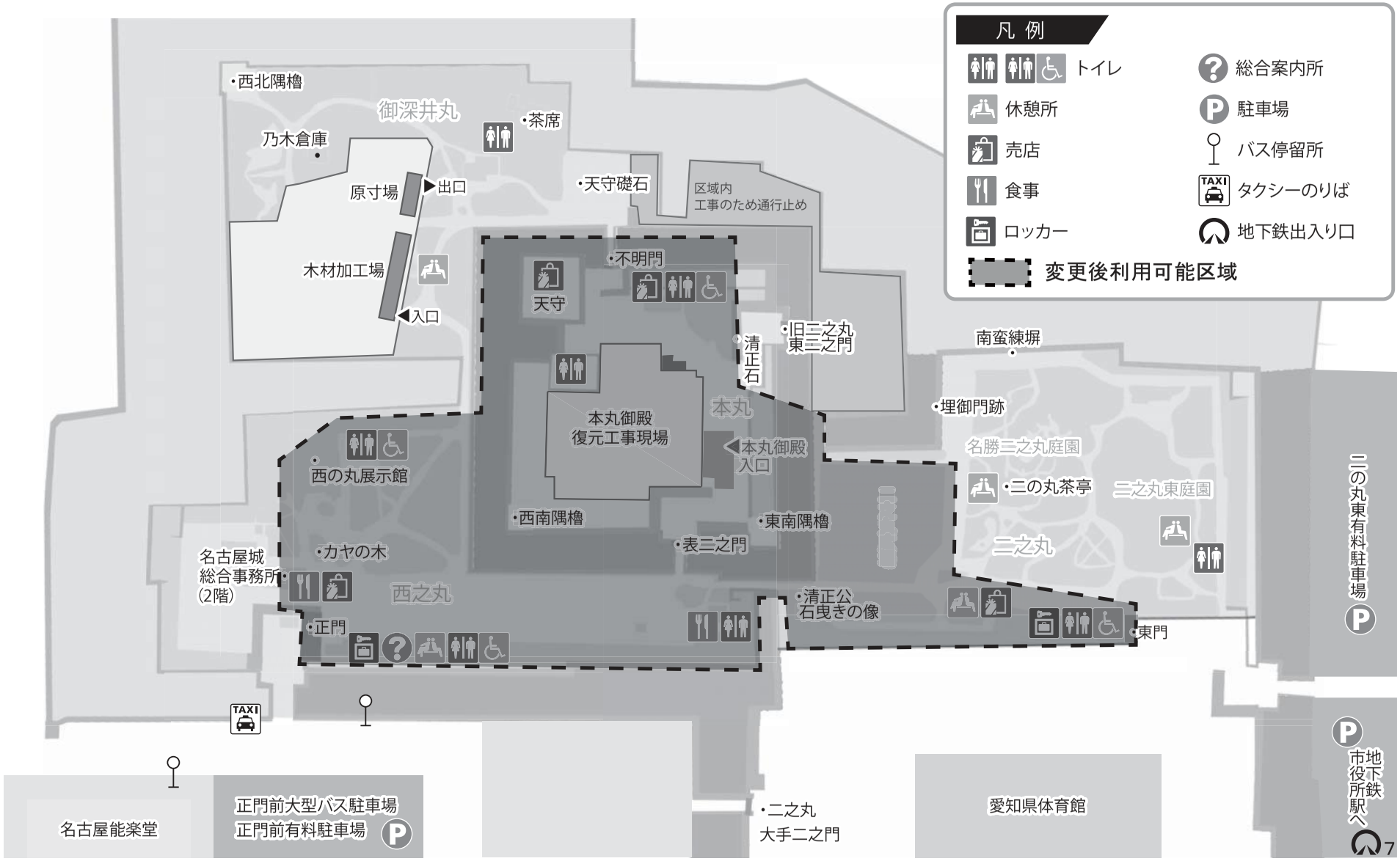
凡 例
トイレ
総合案内所
休憩所
駐車場
売店
バス停留所
食事
タクシーのりば
ロッカー
地下鉄出入り口
変更後利用可能区域
・西北隅櫓
御深井丸
・茶席
乃木倉庫
原寸場
出口
・天守礎石
区域内
工事のため通行止め
木材加工場
入口
・不明門
天守
・旧三之丸
東三之門
清正石
南蛮練塀
本丸御殿
復元工事現場
本丸
・埋御門跡
本丸御殿
入口
名勝三之丸庭園
西の丸展示館
・二の丸茶亭
三之丸東庭園
・西南隅櫓
・東南隅櫓
二之丸
・表三之門
名古屋城
総合事務所
(2階)
・カヤの木
西之丸
・清正公
石曳きの像
・正門
・東門
二の丸東有料駐車場
TAXI
名古屋能楽堂
正門前大型バス駐車場
正門前有料駐車場
・二之丸
大手二之門
愛知県体育館
地下鉄
市役所駅へ
7

名古屋市告示第 446号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。なお、当該区域は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 4項第11号に該当します。

平成29年 6月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定する区域
名古屋市港区潮見町37番 1の一部（詳細は、別紙のとおり）

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

3　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

港区潮見町37番 1

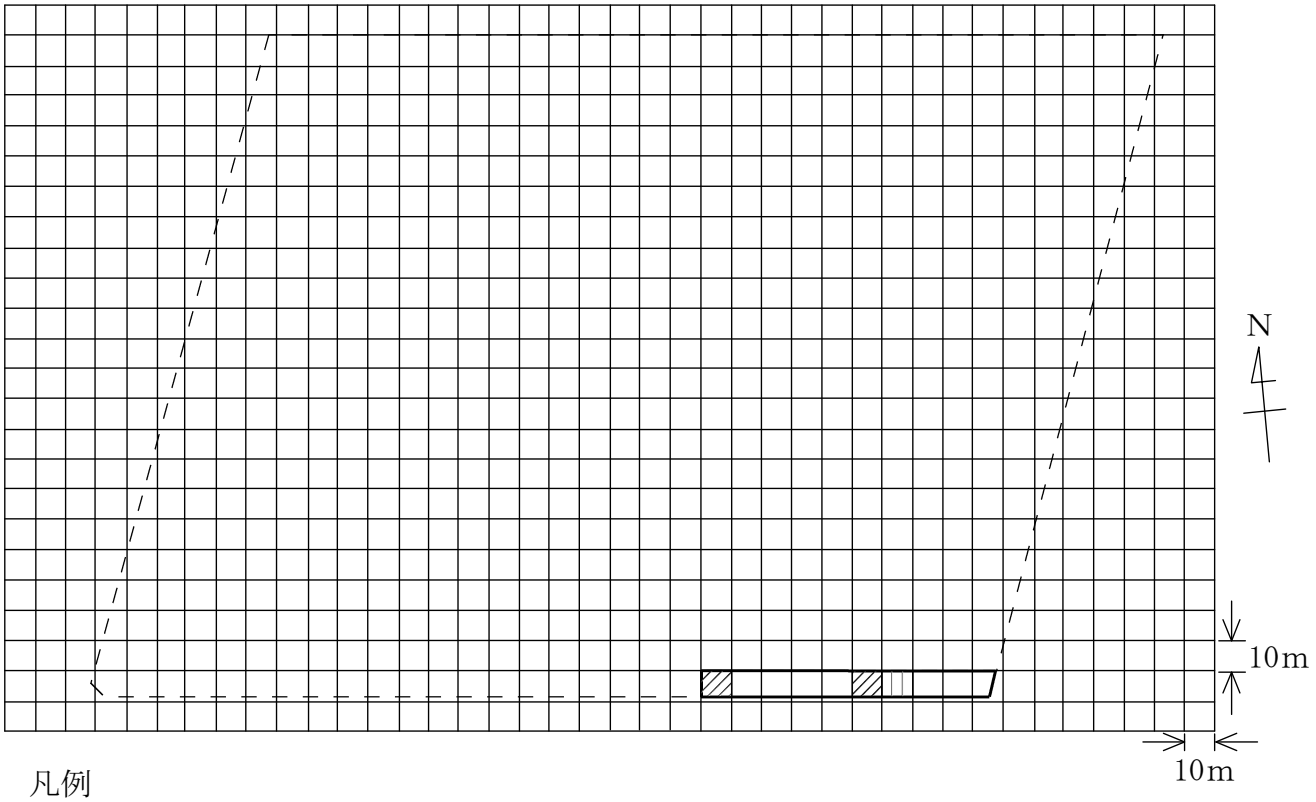

凡例

：調査対象地

－－：筆の境界線

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

名古屋市告示第 447号

土壌汚染対策法に基づく形質変更時要届出区域の指定について

土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。なお、当該区域は、土壌汚染対策法施行規則（平成14年環境省令第29号）第58条第 4項第11号に該当します。

平成29年 6月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定する区域

名古屋市港区潮見町37番 7の一部（詳細は、別紙のとおり）

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒(ひ)素及びその化合物

ふっ素及びその化合物

3　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

港区潮見町37番 7

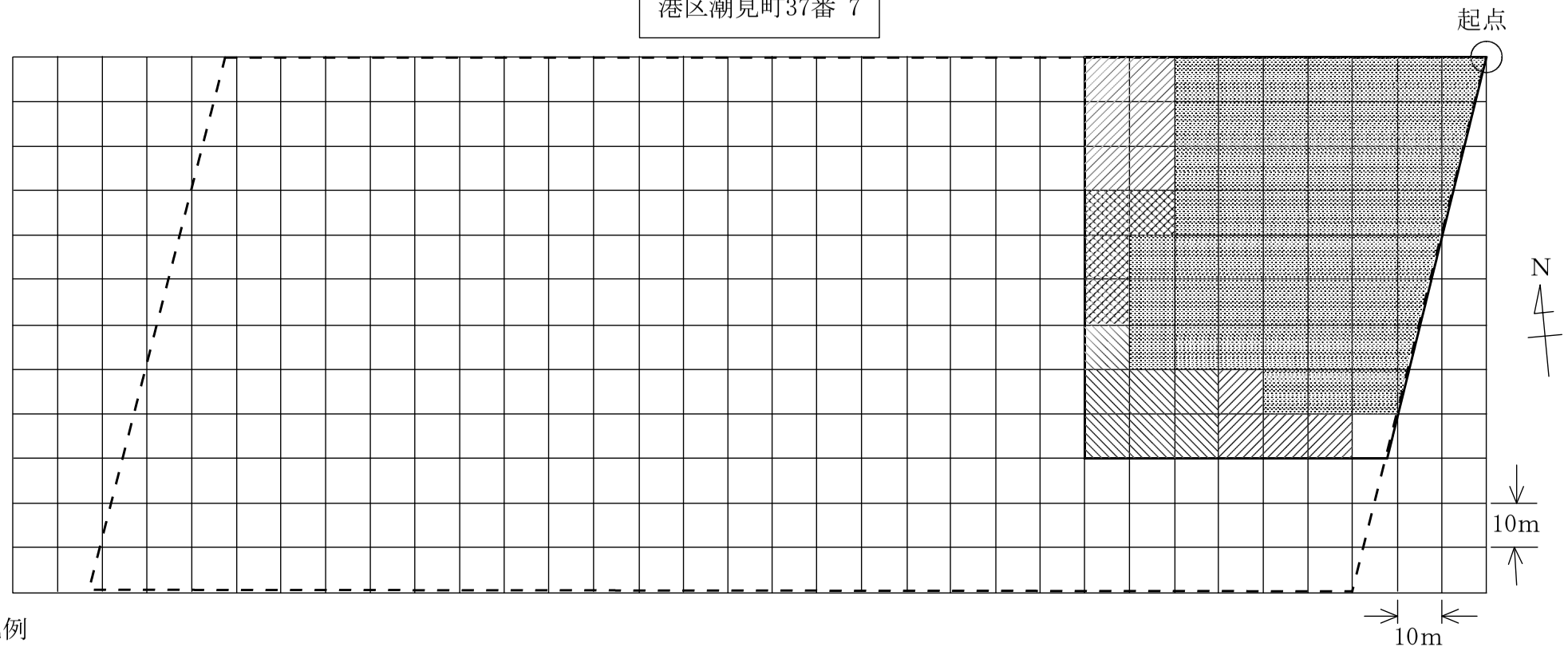

凡例

：調査対象地　　－－－：筆の境界

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合及び土壌含有量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合及び土壌含有量基準不適合）並びに砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合及び土壌含有量基準不適合）、砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びにふっ素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時要届出区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 448号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年 6月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定する区域
名古屋市中川区運河町 405番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

3　土壌含有量基準に適合していない特定有害物質の種類
鉛及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

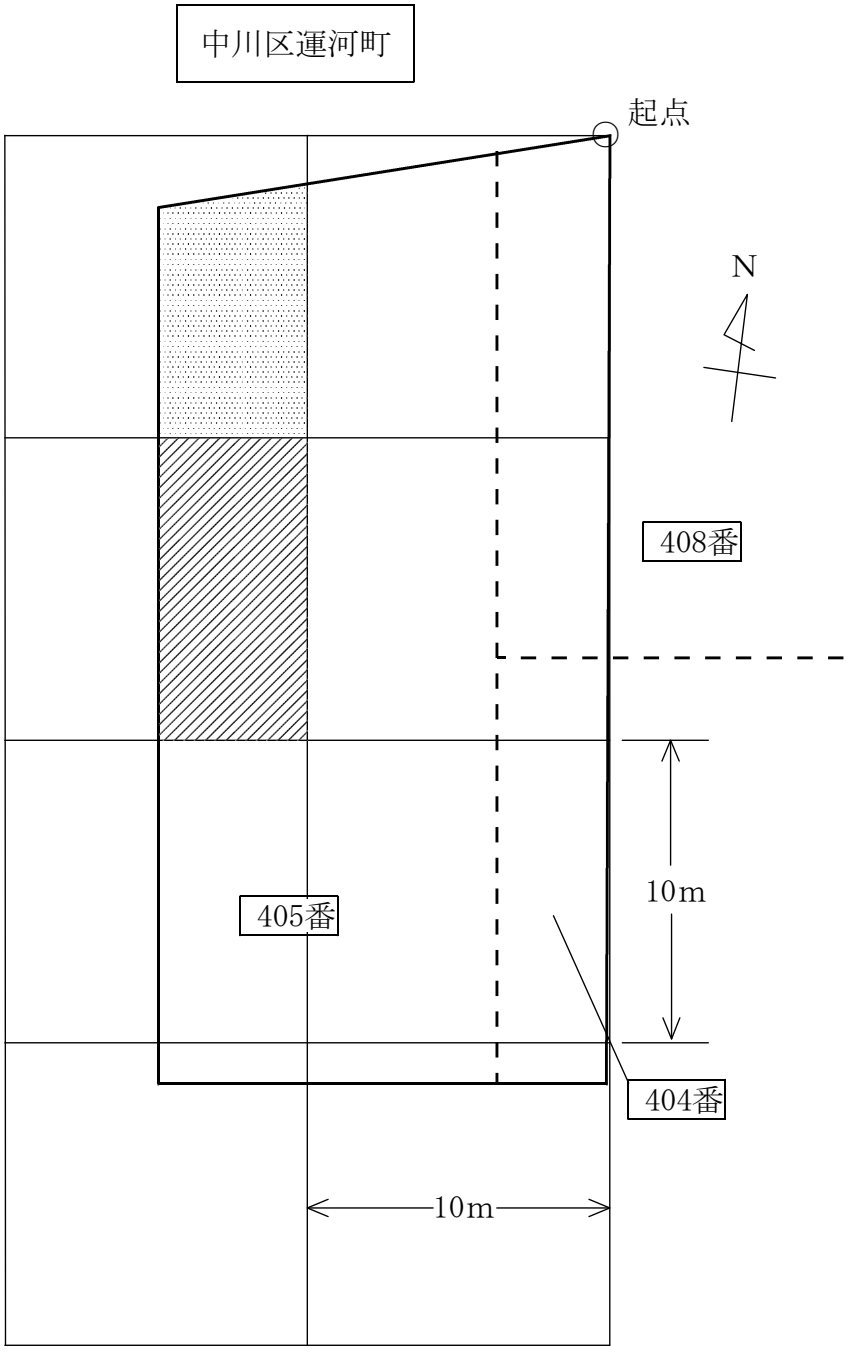

凡例

：調査対象地　　－－－：筆の境界

：形質変更時届出管理区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時届出管理区域（鉛及びその化合物（土壌含有量基準不適合））

名古屋市告示第 449号

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例に基づく形質変更時届出管理区域の指定について

市民の健康と安全を確保する環境の保全に関する条例（平成15年名古屋市条例第15号）第58条の 8第 1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されており、土地の形質の変更をしようとするときの届出をしなければならない区域を指定します。

平成29年 6月29日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　指定する区域

名古屋市東区東大曽根町3207番の一部及び3208番の一部（詳細は、別紙のとおり）

2　土壌溶出量基準に適合していない特定有害物質の種類

鉛及びその化合物

砒(ひ)素及びその化合物

名古屋市環境局地域環境対策部地域環境対策課

別紙

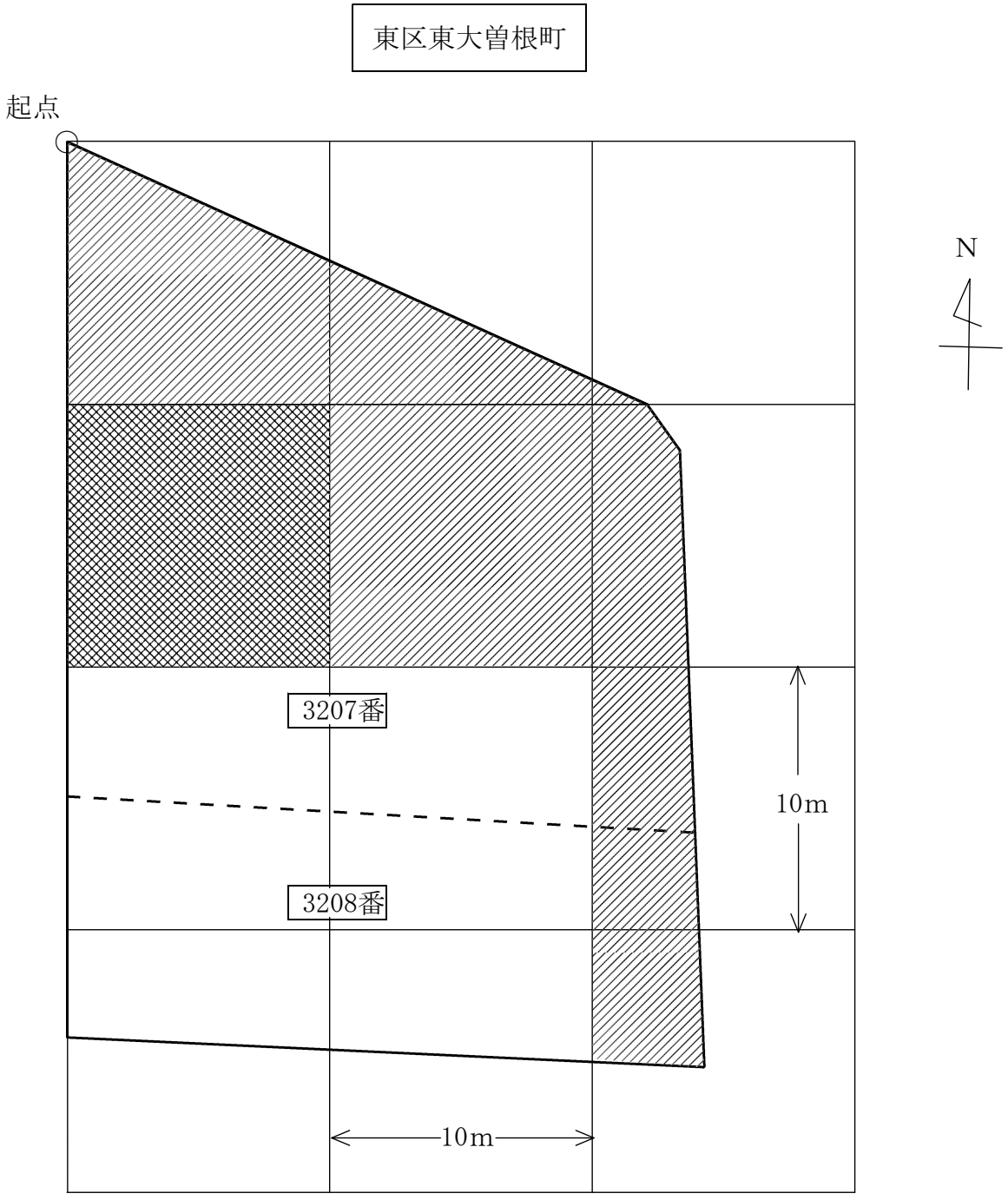

凡例

：調査対象地　　－－－：筆の境界

：形質変更時届出管理区域（鉛及びその化合物（土壌溶出量基準不適合）並びに砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

：形質変更時届出管理区域（砒素及びその化合物（土壌溶出量基準不適合））

名古屋市告示第 450 号

特定計量器定期検査の実施

計量法（平成 4 年法律第51号）第19条の規定に基づき、次のように特定計量器の定期検査を行います。

平成29年 6 月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　定期検査を行う区域

中川区

2　対象となる特定計量器

計量法第19条に定める特定計量器のうち、非自動はかりであって、ひょう量が 300 キログラム未満のもの（分銅及びおもりを含む。）。ただし、ひょう量 300 キログラム以上の非自動はかりを有する事業所で使用するひょう量 300 キログラム未満のものは除きます。

3　実施の期日及び場所

検　査　日	検　　査　　場　　所
8 月 1 日（火）	荒子小学校　　（南門：会議室）
8 月 8 日（火）	一色中学校　　（北門：金工室）
8 月10日（木）	長良中学校　　（正門：金工室）
8 月18日（金）	供米田中学校　（西搬入口：地域スポーツセンター会議室）
8 月21日（月）	八幡中学校　　（東門：会議室）
8 月24日（木）	千音寺小学校　（東北門：特別活動室）
8 月29日（火）	広見小学校　　（正門：玄関）

ただし、特定計量器検定検査規則（平成５年通商産業省令第70号）第39条第２項に基づく申請があった特定計量器の検査場所については、その所在の場所とします。

名古屋市市民経済局市民生活部消費流通課

名古屋市告示第 451号

名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会委員の退任及び任命

名古屋市鳴海駅前市街地再開発審査会の委員が退任しましたので、都市再開発法（昭和44年法律第38号）第57条第 4項の規定により、新たに次の委員を平成29年 6月30日付けで任命しました。

平成29年 6月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　退任した委員

氏　名	住　　所	1号委員又は2号委員の別
室井　孝弘	名古屋市千種区北千種一丁目 9番 2－ 112号	1号委員

2　新たに任命した委員

名称・氏名	事務所の所在地	1号委員又は2号委員の別
名古屋法務局 首席登記官 片野　靖江	名古屋市中区三の丸二丁目 2番 1号	1号委員

名古屋市住宅都市局都市整備部緑都市整備事務所

名古屋市告示第 452号

都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日の一部改正について

昭和52年名古屋市告示第38号（都市公園の名称、位置及び区域並びに供用開始の期日）の一部を次のように改正します。

その関係図面を緑政土木局緑地部緑地管理課において一般の縦覧に供します。

平成29年 6月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

表中

「

中島町公園	中村区中島町 2丁目	図面中村60の区域	平成25年 4月23日

」

を

「

中島町公園	中村区中島町 2丁目	図面中村60の区域	平成25年 4月23日
亀島ふれあい公園	中村区亀島一丁目	図面中村61の区域	平成29年 7月 1日

」

に、

「

松蔭公園	中川区下之一色町字松蔭二丁目	図面中川 1の 5の区域	昭和31年10月15日

」

を

「

松蔭公園	中川区下之一色町字松蔭 1丁目、字松蔭 2丁目、字干潟	図面中川 1の 6の区域	昭和31年10月15日

」

に、

「

戸笠公園	天白区久方三丁目、緑区鳴海町字螺貝	図面天白66の 5の区域	昭和58年 4月 1日

」

を

「

戸笠公園	天白区久方三丁目、緑区鳴海町字螺貝	図面天白66の 6の区域	昭和58年 4月 1日

」

に改めます。

附　則

この告示は、平成29年 7月 1日から施行します。

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市告示第 453号

開発行為に関する工事の完了

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第35条第 1項の規定により許可した次の開発行為に関する工事が完了しました。

平成29年 6月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

許可年月日及び許可番号	開発区域に含まれる地域の名称	開発許可を受けた者の住所及び氏名
平成28年 9月21日 28指令住開指第 101号	名古屋市北区楠味鋺一丁目1019番	静岡市清水区吉川 260番地 ホームポジション株式会社 代表取締役　伴野博之
平成29年 1月13日 28指令住開指第 182号	名古屋市中川区戸田四丁目2208番	東京都西東京市北原町 3丁目 2番22号 株式会社アーネストワン 代表取締役　松林重行
平成29年 1月19日 28指令住開指第 187号	名古屋市中川区戸田二丁目2610番外 1筆	東京都西東京市北原町 3丁目 2番22号 株式会社アーネストワン 代表取締役　松林重行

平成29年 3月27日 28指令住開指第 239号	名古屋市守山区大字下志段味字島ノ口1745番 3外 1筆 （名古屋市下志段味特定土地区画整理 135街区仮 5番外 1筆）	愛知県一宮市東出町 7番地の 1 株式会社　エサキホーム 代表取締役　江嵜光彦
平成28年11月 4日 28指令住開指第 140号	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2110番 527外 2筆	名古屋市守山区大字上志段味字東谷2110番地の64 野々山由賀

名古屋市住宅都市局建築指導部開発指導課

名古屋市告示第 454号

有料公園施設の使用料の収納事務の委託について

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 158条第 1項の規定に基づき、次のとおり使用料の収納事務を委託しました。

平成29年 6月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　委託した有料公園施設の使用料
日光川公園プール使用料

2　委託した相手方
東京都品川区東品川二丁目 3番11号
株式会社ジェイティービー
代表取締役社長　髙橋　広行

3　委託期間
平成29年 6月22日から同年10月31日まで

名古屋市緑政土木局緑地部緑地管理課

名古屋市上下水道局管理規程第12号

名古屋市下水汚泥固形燃料化施設整備運営事業者選定審議会委員の委嘱等に関する規程（平成27年名古屋市上下水道局管理規程第24号）は、廃止する。

平成29年６月27日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

附　則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市上下水道局管理規程第13号

名古屋市上下水道局職員の育児休業等に関する規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第25号）の一部を次のように改正する。

平成29年６月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

第４条第３項中「第２条第１項第７号」の次に「、第７号の２、第10号の２」を加える。

附　則

この規程は、発布の日から施行する。

名古屋市交通局管理規程第１２号

初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程（昭和４２年名古屋市交通局管理規程第５号）の一部を次のように改正する。

平成２９年６月３０日

名古屋市交通局長　光　田　清　美

別表第２備考第５項第２号中「早退」の次に「（以下「不承認遅刻等」という。）」を加え、同表備考第６項第４号中「おける当日欠勤」の次に「（以下「当日欠勤等」という。）に不承認遅刻等の回数を加えた合計回数」を加え、同表備考に次の１項を加える。

１１　当日欠勤等の回数に不承認遅刻等の回数を加えたことで第６項第４号の規定に該当することとなった者に対する第５項第２号の規定の適用にあたっては、勤務成績判定期間内の１月について２回以上となった場合にあっては２回となるよう当日欠勤等の回数に加算した不承認遅刻等の回数、勤務成績判定期間内に５回以上となった場合にあっては５回となるよう当日欠勤等の回数に加算した不承認遅刻等の回数を除くものとする。

別記様式中

「

<table>
<tr><td colspan="2">補　職　名</td><td>打 出 条 件</td><td colspan="3">現級格付後の勤務成績</td></tr>
<tr><td colspan="2"></td><td></td><td>係 長</td><td>課 長</td><td>公所長</td></tr>
<tr><td>現級発令日</td><td>前級発令日</td><td>受 験 年 度</td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td></td><td></td><td></td></tr>
</table>

を

」

「

補　職　名	打 出 条 件	現級格付後の勤務成績
現級発令日	前級発令日	受 験 年 度

」に

改め、同様式備考第１項中「し、職員を直接監督する地位にある者が記入」を削る。

附　則

（施行期日）

１　この規程は、平成２９年７月１日から施行する。

（経過措置）

２　この規程の発布の際現にこの規程による改正前の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の規定に基づいて作成されている用紙で残量のあるものについては、この規程による改正後の初任給、昇格及び昇給等に関する規程の実施細目に関する規程の規定にかかわらず、当分の間、使用することができる。

名古屋市病院局管理規程第16号

名古屋市立東部医療センター病院処務規程（平成25年名古屋市病院局管理規程第17号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6月30日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 2条診療科の項中「第二消化器内科」の次に「、第三消化器内科」を、「第二脳神経外科」の次に「、第三脳神経外科」を加える。

附　則

この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

名古屋市病院局管理規程第17号

名古屋市立西部医療センター処務規程（平成23年名古屋市病院局管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

平成29年 6月30日

名古屋市病院局長　　大　　原　　弘　　隆

第 2条診療科の項中「血液浄化療法科」を「腎臓・透析内科」に改める。

附　則

この規程は、平成29年 7月 1日から施行する。

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 1項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 6月26日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

名古屋三越栄店・ラシック

名古屋市中区栄三丁目 5番 1号

2　変更した事項

大規模小売店舗を設置する者の名称及び住所並びに代表者の氏名

変更前			変更後		
名　称	代表者の氏　名	住　　所	名　称	代表者の氏　名	住　　所
㈱三越伊勢丹	代表取締役 大西　洋	東京都新宿区新宿三丁目14番 1号	変更なし	代表取締役 杉江　俊彦	変更なし

3　変更の日

平成29年 4月 1日

4　変更した理由

代表者変更のため

5　届出の日

平成29年 5月22日

6　届出書の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

7　届出書の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 6月26日から同年10月26日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成29年10月26日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

大規模小売店舗立地法による大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第 6条第 2項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がなされましたので、同条第 3項において準用する同法第 5条第 3項の規定により次のとおり公告します。

平成29年 6月30日

名古屋市長　　河　　村　　た か し

1　大規模小売店舗の名称及び所在地

マックスバリュ福船店

名古屋市中川区福船町 2丁目 1番 1号

2　変更しようとする事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

荷さばき施設	荷さばき可能時間帯	
	変更前	変更後
建物南側荷さばき施設	午前 6時00分から 午後10時00分まで	午前 4時00分から 午後10時00分まで

3　変更の日

平成29年 7月 7日

4　変更しようとする理由

配送計画変更のため

5　届出の日

平成29年 6月 8日

6　届出書等の縦覧場所

名古屋市市民経済局産業部地域商業課（名古屋市役所本庁舎 5階）

中川区役所情報コーナー及び熱田区役所情報コーナー

7　届出書等の縦覧期間及び縦覧のできる時間帯

平成29年 6月30日から同年10月30日まで。ただし、名古屋市の休日を定める条例（平成 3年名古屋市条例第36号）第 2条第 1項に規定する本市の休日を除きます。

午前 8時45分から午後 5時00分まで

8　大規模小売店舗立地法第 8条第 2項の規定に基づき、この大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、この公告の日から 4月以内に、名古屋市に対し意見書の提出によりこれを述べることができます。

9　意見書の提出期限及び提出先

平成29年10月30日　　名古屋市市民経済局産業部地域商業課

名古屋市市民経済局産業部地域商業課

平成29年度愛知県排水設備工事責任技術者試験等公告

平成29年度愛知県排水設備工事責任技術者試験及び排水設備工事責任技術者更新講習を次のように実施するので、名古屋市上下水道局指定排水設備工事店規程（平成12年名古屋市上下水道局管理規程第61号）第22条第 2項の規定により公告します。

平成29年 6月30日

名古屋市上下水道局長　　丹　　羽　　吉　　彦

1　愛知県排水設備工事責任技術者試験

(1) 試験の日時

平成29年11月19日（日）　午後 1時から午後 3時30分まで

(2) 試験の場所

名城大学　天白キャンパス　12号館

名古屋市天白区塩釜口一丁目 501番地

(3) 試験の方法

筆記試験（マークシート方式）として実施します。

(4) 試験の受験資格

次のアからエまでのいずれかに該当する者

ただし、次のオ又はカに該当する者は、試験を受けることはできません。

ア　高等学校の土木工学科、大学の土木工学科、大学院の土木工学研究科又はこれらに相当する課程を修了して卒業した者

イ　高等学校、大学、大学院等を卒業した者で、試験日現在において、排水設備工事等の設計又は施工に関し、 1年以上の実務経験を有する者

ウ　試験日現在において、排水設備工事等の設計又は施工に関し、 2年以上の実務経験を有する者

エ　上記アからウまでに掲げる者に準ずる者として別に定める者

オ　成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者で復権していない者

カ　不正行為等によって試験の合格を取り消され、試験日現在において、その取り消しの日から 2年を経過していない者

(5) 試験の申込み

ア　申込書の配布期間及び方法

平成29年 7月 3日（月）から平成29年 7月31日（月）までに次の(ｱ)又は(ｲ)の方法で入手してください。

(ｱ) 中部地方下水道協会のウェブサイトからダウンロード

http://www.jswa-chubu.jp/

（中部地方下水道協会→県下水道協会→愛知県下水道協会）

(ｲ) 郵送による配布

「返信用封筒」（サイズ：角 2（Ａ 4）横 240ｍｍ×縦 332ｍｍ：定形外）を用意し、 140円切手を貼り付けて「ウ　受付窓口」まで申込んで下さい。

イ　申込書の受付期間

平成29年 7月 3日（月）から平成29年 7月31日（月）までに「ウ　受付窓口」へ持参又は郵送（当日消印有効）してください。

ウ　受付窓口

郵便番号 453－0016

名古屋市中村区竹橋町35番22号

愛知県下水道協会　愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会事務局分室（名古屋上下水道総合サービス株式会社内）

電話（052）459－0357

ＦＡＸ（052）451－3961

(6) 受験手数料

8,000円

2　愛知県排水設備工事責任技術者更新講習

(1) 更新講習の日時及び場所

実施機関が指定することとし、次のア、イいずれかの日及び場所において、午前の部（午前10時30分から正午まで）又は午後の部（午後 2時から

午後 3時30分まで）のいずれか一方の部を受講していただきます。

ア　平成29年10月19日（木）

名古屋市東文化小劇場

名古屋市東区大幸南一丁目 1番10号

イ　平成29年10月25日（水）

岡崎市シビックセンター

愛知県岡崎市羽根町字貴登野15番地

(2) 更新講習の対象者

被登録資格の有効期限が、平成30年 3月31日までの者

この講習を受講されない場合、被登録資格は失効します。

(3) 受講の申込み

ア　申込書の配布期間及び方法

平成29年 8月 1日（火）から平成29年 9月12日（火）までに次の(ｱ)又は(ｲ)の方法で入手してください。

(ｱ) 中部地方下水道協会のウェブサイトからダウンロード

http://www.jswa-chubu.jp/

（中部地方下水道協会→県下水道協会→愛知県下水道協会）

(ｲ) 郵送による配布

「返信用封筒」（サイズ：角 2（Ａ 4）横 240ｍｍ×縦 332ｍｍ：定形外）を用意し、 140円切手を貼り付けて「ウ　受付窓口」まで申込んで下さい。

イ　申込書の受付期間

平成29年 8月 1日（火）から平成29年 9月12日（火）までに「ウ　受付窓口」へ持参又は郵送（当日消印有効）してください。

ウ　受付窓口

郵便番号 453－0016

名古屋市中村区竹橋町35番22号

愛知県下水道協会　愛知県排水設備工事責任技術者試験等運営委員会事務局分室（名古屋上下水道総合サービス株式会社内）

電話（052）459－0357

ＦＡＸ（052）451－3961

(4) 受講手数料

4,500円

3　上記 1及び 2の実施機関及び問合せ先

愛知県下水道協会

名古屋市上下水道局経営本部営業部営業課

職員の懲戒処分

地方公務員法（昭和25年法律第 261号）の規定により、次の者を平成29年 6月27日懲戒処分に付した。

平成29年 6月27日

名古屋市教育委員会

所属及び補職名	処分の内容	処分理由
市立学校教諭	懲戒免職	地方公務員法第29条第 1項第 1号及び第 3号